

地域計画

策定年月日	令和6年3月29日
更新年月日	令和6年6月28日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	高岡市 162027
地域名 (地域内農業集落名)	国吉地区 (答野島,佐加野,細池,岩坪,頭川,手洗野,月野谷,笹八口,五十辻,江道,境,高辻,八口,四日市)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	297.36 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	267.19 ha
② 田の面積	279.33 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	18.03 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)遊休農地面積0.56ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- 対象地区内には、70歳以上で後継者が未定もしくは不明な農地があり、今後、これらの農地が遊休化する懸念がある。
- 山間地域等にある小区画の農地について作業効率が悪いなどの課題により集積が難しく、今後管理できない農地が増えることが懸念される。
- 各営農組合で農地の集積を行っているが、定年延長などにより人材が確保できず、担い手の高齢化が進んでいることから担い手の確保が急務である。
- 四日市、佐加野地区の小区画の農地について、作業効率などの課題から担い手の確保が難しい。
- 圃場整備から40~50年が経過し、用排水路の老朽化が進んでいる。また中山間地の用排水の自力整備が困難である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 米価の下落に対応するため、収益性の高い作物の導入を検討する。
- 小区画で水稻、麦等の耕作に馴染まない土地については転作も検討する。(牧草等)

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手(認定農業者、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	64.5 %	将来の目標とする集積率	70.0 %

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・地区ごとに5~10年先を見据え、担い手を中心に集積・集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

- ・地区ごとに5~10年先を見据え、担い手を中心に集積・集約化を進める。
- ・担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員等と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地の機構への貸し付けへを推進する。
- ・機構の貸し付けになじまないものについては、引き続き相対で農地貸借を行う。

(3) 基盤整備事業への取組

- ・農業の生産効率の向上のため、岩坪・頭川・手洗野・月野谷地区において用排水路の改修を主とした基盤整備に取り組む。
- ・狭隘かついびつな農地については、耕作しやすいよう、畔倒し等の補正に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・将来的な担い手不足に備え、地区全体での組織化の検討を進める。
- ・米価の下落に対応するため、収益性の高い作物の導入を検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

- ・作業の効率化が期待できる草刈業務の集落への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
 - ・イノシシ対策については、草刈り等の生息環境管理、電気柵等での侵入防止、捕獲檻による捕獲を地域ぐるみで行うよう努める。(恒久柵の導入も予定)
 - ・講習会の受講等により、害獣の生態等を理解するとともに、正しい電気柵の設置などを学び、実践する。
- ③スマート農業への取組方針
 - ・ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、負担軽減及び作業の効率化に取り組む。
- ⑦保全・管理等
 - ・用水路の整備や草刈の業務委託を行う等地域全体で農業生産効率の向上に努める。
- ⑨耕畜連携
 - ・水稻栽培に適さない農地を牧草地への転換を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	(A) 水稲	71.8 ha	ha	水稻	71.8 ha	ha	A		
認農	(B) 水稲	55.39 ha	ha	水稻	55.39 ha	ha	B		
認農	(C) 水稲	10.8 ha	ha	水稻	10.8 ha	ha	C		
	(D) 水稲	5.85 ha	ha	水稻	5.85 ha	ha	D		
認農	(E) 水稲	2.83 ha	ha	水稻	2.83 ha	ha	E		
	(F) 水稲	1.84 ha	ha	水稻	1.84 ha	ha	F		
認農	(G) 酪農・乳牛	6.03 ha	ha	酪農・乳牛	6.03 ha	ha	G		
	(H) 菌類	0.56 ha	ha	菌類	0.56 ha	ha	H		
認農	(I) リンゴ	3.9 ha	ha	リンゴ	3.9 ha	ha	I		
認農	(J) 水稲	1.72 ha	ha	水稻	1.72 ha	ha	J		
認農	(K) 水稲、大豆	0.51 ha	ha	水稻、大豆	0.51 ha	ha	K		
計	11経営体	161.3 ha	0 ha		161.3 ha	0 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。